

【報1－2】

草津市避難行動要支援者避難支援プラン 全体計画

滋賀県草津市

平成22年5月

令和 年 月

目次

第1章 総則	1
1 趣旨	1
2 位置付け	1
3 避難支援体制の整備方針	2
4 支援体制の整備	4
5 関係機関の役割	4
6 避難行動	6
第2章 避難行動要支援者名簿の活用	8
1 避難行動要支援者の把握	8
2 避難行動要支援者名簿の作成	8
第3章 個別避難計画の作成	11
1 個別避難計画の作成	11
2 個別避難計画の内容	12
3 個別避難計画の提供	12
第4章 情報伝達・避難誘導の実施	13
1 情報伝達	13
2 情報伝達ルート	13
3 情報伝達手段	13
4 避難誘導	13
5 避難誘導における留意事項	14
第5章 福祉避難所	15
1 福祉避難所の指定	15
2 福祉避難所の受入対象者	15
3 福祉避難所の指定及び公示	15
4 設置・運営等	15
〔参考資料1〕庁内担当課の役割	16
〔参考資料2〕要配慮者の特徴	18

第1章 総則

1 趣旨

自然災害が発生したとき、人々の生命を守るという点から重要なことは、人々が安全な場所へ円滑に避難できることです。しかしながら、高齢者や障害者の方々の中には、何らかの手助けなしには、避難が困難な方も多くおられ、近年のゲリラ豪雨などに代表される突発的災害により、多くの方が死傷しているという実態があります。

また、地震災害時においても、これらの方の円滑な避難や、早期の救助、またその支援体制づくりが大変重要であると言われています。

そこで、このような方を**避難行動要支援者(災害時要援護者)**(以下「**要支援者**」といいます。)と呼び、**要支援者**支援に関する取り組みが急務となっています。

また、**要支援者**の避難支援においては、地域住民と行政の協働が欠かせないことから、災害時の対応において中心的な役割を担う自治体と、そこにお住まいの地域住民の方々が力を結集し、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって、災害時にひとりも見逃さないという取組みを進めなければなりません。

草津市**避難行動要支援者**避難支援プラン（以下「**避難支援プラン**」と言います。）は、災害発生時における**要支援者**への支援を適切かつ円滑に実施するため、**平成22年5月**に本市における**要支援者**の避難支援対策について、その基本的な考え方、進め方を明らかにするため、**策定しました**。そして、**令和3年5月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことを受け、避難支援プランを全面改定しました**。

なお、本プランの実施にあたっては、既に各町内会において取り組まれている**要支援者**対策との連携に十分配慮することとします。

2 位置付け

避難支援プランは、草津市地域防災計画中の第3部第10章に規定する**避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画**および第4部第17章に規定する**避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画**のうち、避難支援に関する事項を具体化するものです。

また、この計画は随時、市で内容を検討し、見直しを行うものとします。

【草津市地域防災計画抜粋】

第3部 第10章 **避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画**

第3 事業計画

自力で避難することが困難な高齢者・障害者等**要支援者**を適切に避難誘導するため、市に災害対策本部・救援部に**要援護者**支援班を編成し、地域住民や自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、障害者支援団体、消防団体、福祉の専門家等との連携を図りながら、平常時から**要支援者**の名簿を作成するとともに、**個別避難計画**（一人ひとりのプラン）の作成を徹底し、適切な避難誘導體制の整備に努める。

第4部 第17章 **避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画**

第2 **要支援者**応急対策

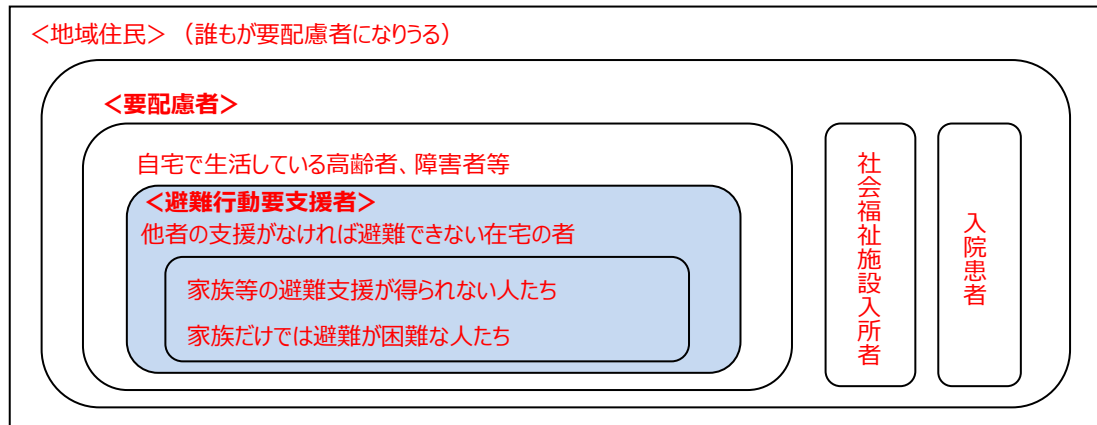
1 災害発生以前の対策

- (1) 隣近所や自治会における**要支援者**に対する救護・支援体制の整備
- (4) 地域社会の協力による**要援護者**に対する支援対策の確立

3 避難支援体制の整備方針

避難支援体制の整備は、要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者〈避難行動要支援者〉について、取組を推進するものです。

【地域には様々な要配慮者が住んでいます】



(1) 対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震等全ての災害（災害対策基本法で定義されている「災害」）を対象とし、対象地域は、市全域とします。

(2) 要配慮者の範囲

避難支援プランにおける要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に規定されるもので、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する、次のようなハンディキャップのある人たちをいいます。

- ①自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、または困難である。
- ②自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難である。
- ③危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難である。
- ④危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難である。

具体的には、主に以下のア～コのような人たちを示します。

- ア 高齢者……一人暮らし、高齢者のみ世帯、身体的機能低下、精神的機能低下など
- イ 身体障害者……視覚障害、聴覚障害・平衡機能障害、肢体不自由、内部障害など
- ウ 知的障害者
- エ 精神障害者
- オ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
- カ 日本語の理解が困難な外国人
- キ 乳幼児
- ク 妊産婦
- ケ 上記以外で災害時に何らかの配慮が必要である者

(3) 避難行動要支援者の範囲

避難支援プランにおける避難行動要支援者とは、以下に規定する者で家族以外の第三者の支援がなければ避難ができない在宅の者としてします。

対象者		
ア	高齢者	75歳以上のひとり暮らし高齢者
イ	高齢者	75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
ウ	要介護認定者	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護1以上の判定を受けている者
エ	身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級または2級に該当する者
オ	知的障害者	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちA1・A2の判定を受けている者
カ	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1～3級に該当する精神障害を有する者
キ	難病患者	小児慢性特定疾病及び特定医療費（指定難病）受給者のうち、寝たきりの者及び「人工呼吸器」「吸引器」「酸素濃縮器」を利用している者
ク	前アからキに準じる状態にある者	上記に該当しないが、要配慮者であり避難行動要支援者名簿に記載を希望する者で、市長が認める者

※社会福祉施設等へ入所・医療機関等へ長期入院している者は原則として対象としない。

(4) 避難支援等関係者となる者

消防機関、警察、民生委員児童委員協議会、草津市社会福祉協議会、町内会組織（自主防災組織）等、その他個別避難計画の作成を含めた避難支援を行うための地域団体で、より多くの支援を確保するため、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得よう努めます。

(5) 災害発生時の特徴的なニーズ

避難行動要支援者への支援および個別避難計画の策定にあたっては、その特徴的なニーズを把握しておく必要があります。

4 支援体制の整備

(1) 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援プランの円滑な運用を図るため、関係部局が協力して要支援者の避難支援のための業務を行うものとします。

市は、平常時は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、防災担当部局、福祉担当部局および子ども担当部局等で構成する避難行動支援者連絡会議を設置します。

避難行動支援者連絡会議は、関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進します。

災害時は、避難支援プランを実効力のあるものとし、要支援者に対する避難支援業務を的確に実施するため、地域防災計画に基づき、災害時要支援者支援班を設置します。

(2) 地域における避難支援体制の構築

民生委員児童委員協議会、町内会組織（自主防災組織）等は、災害時の避難支援体制を構築するため、日頃から、地域の要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域での支援ネットワークづくりに努めるものとします。

また、要支援者の避難支援を行う者（以下「避難支援者」といいます）は、原則として、近所に居住する人の中から選定するものとし、要支援者本人（家族等含む）による依頼または町内会（自主防災組織）による指名により決定するものとします。

このとき、避難支援者は、自主防災組織内の要支援者支援班や町内会の組、班等の単位での選定も可能とし、班長等に依頼することができるものとします。

なお、要支援者に対しては、要支援者の支援は避難支援者の善意の協力により行われることや支援者の不在や被災などにより、避難支援がされない場合があることや、要支援者自身が日頃から地域と交流し、住まいの安全環境を整えたり、常備薬を備えるなど、自助の取り組みが必要不可欠なことについて、十分に周知することとします。

5 関係機関の役割

(1) 市の役割

① 市福祉担当部局、子ども担当部局の役割

<平常時>

ア 避難行動支援者連絡会議への参画

イ 要支援者情報の把握・集約

ウ 避難行動要支援者名簿（以下「要支援者リスト」といいます。）の作成・管理・更新

オ 避難行動要支援者登録者名簿（以下「要支援登録者リスト」といいます。）の作成・管理・更新

カ 民生委員児童委員への要支援者リスト、要支援登録者リスト、個別避難計画の提供

キ 避難支援プランの周知および個別避難計画作成についての啓発等

ク 個別避難計画作成についての作成支援

ケ 個別避難計画の管理

コ 福祉避難所施設の運営体制の確保

サ 避難行動要支援者の避難支援訓練の実施に向けた支援

シ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

<災害時>

- ア 避難行動要支援者の避難・安否確認の状況把握
- イ 福祉避難所への受入要請
- ウ 福祉避難所の運営
- エ 避難所班および避難所で組織される救護班と連携した要支援者への支援
- ② 市防災担当部局の役割

<平常時>

- ア 避難行動支援者連絡会議の設置
- イ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ウ 個別避難計画作成についての広報等
- エ 避難行動要支援者への避難支援方法等の普及啓発
- オ 地域への要支援者リスト、要支援登録者リスト、個別避難計画の提供
- カ 福祉避難所の指定
- キ 避難支援プランの修正

<災害時>

- ア 避難情報等の発令・伝達
- イ 避難所の開設

(2) 滋賀県の役割

<平常時>

- ア 市が行う要支援者避難支援対策への支援
- イ 要支援者避難支援対策の啓発等
- ウ 難病患者のうち特定疾患医療受給者の要支援者情報登録のための同意確認、情報提供

(3) 町内会組織（自主防災組織）の役割

<平常時>

- ア 避難支援者の選任
- イ 避難行動要支援者および市と連携した個別避難計画の作成支援
- ウ 避難行動要支援者および市と連携した個別避難計画の管理・更新

<災害時>

- ア 要支援者および避難支援者への避難情報等の伝達
- イ 避難支援者との連携・協力
- ウ 要支援者の避難支援、安否確認

(4) 民生委員児童委員協議会の役割

<平常時>

- ア 要支援者情報の把握
- イ 要支援者リストの管理、更新
- ウ 要支援登録者リストの管理、更新

- エ 要支援者への訪問・啓発
- オ 要支援登録のための同意確認
- カ 要支援者情報更新にかかる調査
- キ 個別避難計画の作成支援、管理、更新
- ク 避難支援者の選任の協力

<災害時>

- ア 要支援者および避難支援者への情報伝達支援
- イ 避難支援者との連携・協力
- ウ 要支援者の避難支援、安否確認

(5) 草津市社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ア 避難支援プランの周知および個別支援プラン作成についての啓発等
- イ 避難行動要支援者および市と連携した個別避難計画の作成支援

<災害時>

- ア 災害ボランティアセンターの運営

(6) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 在宅の避難行動要支援者の個別避難計画作成のための同意の協力
- イ 在宅の避難行動要支援者の情報の変更・修正に関する市への情報提供
- ウ 在宅の避難行動要支援者の避難支援（移動手段）への協力
- エ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力
- オ 避難行動要支援者および市と連携した個別避難計画の作成支援
- カ 避難行動要支援者および市と連携した個別避難計画の変更・修正・削除

<災害時>

- ア 要配慮者の受入の協力

6 避難行動

(1) 風水害における避難の必要性

避難行動要支援者本人は、自身が居住する地域が危険な箇所かどうかを防災マップで確認します。

洪水や土砂災害の危険性がないのであれば、自宅に留まり安全確保を検討します。

洪水や土砂災害の危険性がある地域に居住する場合は以下避難先を検討するものとします。

(2) 避難先

自宅内の安全な場所、安全な場所にいる親戚や知人宅、地域の避難所等の中から、避難先を検討します。

上記に該当する避難先がなければ、市が指定している避難所の開設状況を確認し避難します。

(3) 避難のタイミング（避難情報について）

避難が必要な場合、市から発令される避難情報に従い、避難を開始します。

※避難情報で避難を促すのは、原則危険な箇所にいる地域住民が対象

避難行動要支援者は原則として『高齢者等避難』で避難を開始します。

※避難情報について

避難情報等	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	災害が発生する おそれがある状況	危険な場所から高齢者等は避難 ※「高齢者等」とは避難に時間を要する高齢者、障害者 等とその人の避難支援をする者をいう。
避難指示	災害が発生する おそれが高い状況	危険な場所から全員避難
緊急安全確保	災害が発生直前、 または未確認だが 既に発生している 確率が高い状況	直ちに安全確保する行動 ※避難することがかえって危険であると考えられる状況にお いては、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保を行う。

第2章 避難行動要支援者名簿の活用

1 避難行動要支援者の把握

(1) 市での情報の集約

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めます。

(2) 県等からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報を求め積極的に必要な情報の取得に努めます。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼または提供であることを、書面をもって明確にします。

2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握している高齢者や障害者等に関する各種情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とするために、避難行動要支援者名簿を作成します。

(2) 避難行動要支援者名簿の種類

避難行動要支援者名簿は、以下の2種類とします。

ア 避難行動要支援者名簿（要支援者リスト）

イ 避難行動要支援者登録者名簿（要支援登録リスト）

※避難支援等関係者への情報提供に同意を得た対象者の名簿

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

第1章3(3)で規定する避難行動要支援者について名簿を作成するものとします。

(4) 情報の収集

福祉担当部局は、要援護者リストを作成するため、草津市個人情報保護条例第10条の規定に従い、市が保有する次に掲げる台帳から要支援者の要件に合う者の情報を収集するものとします。

ア 住民基本台帳

イ 高年齢者台帳

ウ 要介護認定台帳

エ 身体障害者手帳交付台帳

オ 療育手帳交付台帳

カ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

(5) 避難行動要支援者名簿に記載する事項

- ア 氏名
- イ 生年月日（年齢）
- ウ 性別
- エ 住所また居所
- オ 電話番号その他の連絡先（FAX 番号、携帯電話番号、メールアドレス等）
自宅外の緊急連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由（要支援者の要件区分）
- キ 世帯構成員情報
- ク 身体等の状況（介護認定、障害手帳の有無等）
- ケ 町内会名
- コ 管理コード（要支援者、町内会）

(6) 要支援者登録制度

第2章で整備する要支援者リストに記載された個人情報、個人情報保護条例に基づき保護されており、市、民生委員児童委員協議会など法令によって守秘義務が課せられた者のみの取扱いとなります。

しかしながら、災害時に要支援者の避難支援や救助を円滑に行うためには、避難支援者や民生委員児童委員協議会、町内会組織（自主防災組織）等がその情報を共有し、日頃から要支援者とコミュニケーションを図り、災害の発生に備えておく必要があります。

そこで、地域における要支援者の支援体制を整備するため、要支援者に対し、個人情報保護条例の規定による個人情報の目的外利用を行い、要支援登録者リストを整備する制度を構築するものです。

ア 登録方法

要支援者の登録は、以下のとおりとします。なお、登録申請については、要支援者本人の他、家族や関係者による代理申請も可能とします。

① 身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合

市で作成した要支援者リストから、対象者に市が通知し、要支援登録および個別避難計画作成の同意を確認するものとします。

また、難病患者のうち特定疾患医療受給者については、滋賀県と協力し、同意を確認するものとします。

② 高齢者、要介護者の場合

市の依頼に基づき、民生委員児童委員協議会が要支援者本人に直接働きかけ、同意を得る方式を言います。市で作成した要支援者リストから同意方式該当者リストを作成し、民生委員児童委員が対象者へ訪問し、要支援登録および個別避難計画作成の同意を確認するものとします。

③ 優先的に作成する者の場合

市で災害リスクから抽出した要支援者リストから、要支援登録および個別避難計画作成の同意を通知し、確認するものとします。

(7) 要支援者リストおよび要支援登録者リストの適正管理

ア 保管および使用の制限

市は、草津市個人情報保護条例に基づき、適正に保管するとともに、次に掲げる目的にのみ使用できるものとします。

- ① 要支援者の把握および情報の更新
- ② 要支援者の個別避難計画の作成促進
- ③ 要支援者の避難支援および安否確認

イ 情報の更新

市は、要支援者情報は、年 1 回の定時更新を行うものとします。なお、情報の更新がなされた場合は、速やかに情報共有者へ提供するものとし、不要となった変更前の情報は適正に廃棄するものとします。

(8) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

要支援者リスト、要支援登録者リスト、個別避難計画に記載された情報は、健康福祉政策課で管理するものとし、民生委員児童委員協議会と情報共有するものとします。

また、危機管理課は、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけることを目的として、平常時から地域（避難支援等関係者）に名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、別途、町内会組織等と締結する協定に基づき、避難支援等関係者に要支援登録者リストおよび個別避難計画を提供します。

第3章 個別避難計画の作成

1 個別避難計画の作成

要支援者の避難誘導を迅速かつ円滑に行うため、要支援者本人または家族等とともに、個々に対応する支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別避難計画を作成するものとします。

また、各関係機関は、地域の状況を踏まえ、一致協力して、個別避難計画の推進に取り組むものとします。

(1) 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

ア 市内部での情報の集約

市は、個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約します。

イ 県等からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が個別避難計画の作成のため必要であると認められるときは、県知事その他の者に対して情報を求め、積極的に必要な情報の取得に努めます。

なお、情報提供の依頼および提供に際しては、法令に基づく依頼または提供であることを、書面をもって明確にします。

ウ 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、本人と関わりのある介護支援専門員や、相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員などの関係者から、情報の取得に努めます。

なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行います。

(2) 個別避難計画の作成に係る体制

個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるためには、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることが重要です。

組織横断的かつ庁外関係者にも開かれた会議体や枠組みで取り組むため、「避難行動支援者連絡会議」で体制整備の促進に努めます。

(3) 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者について、必要に応じて作成の優先度を判断し、優先度が高い者から個別避難計画を作成します。

ア 地域におけるハザードの状況

①水防法に基づく浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域

②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

イ 当事者本人の心身の状況等

①避難時に車イスやストレッチャーを使用する必要がある者

②下肢、体幹、視覚に1級の障害がある者、知的に重度の障害がある者等、自力で避難できない者

- ③ 身体・知的共に重度の障害がある者
- ④ 難病患者のうち、電源が必要な生命維持に関わる医療機器（人工呼吸器、酸素濃縮器、喀痰吸引器）を使用している者又は小児慢性特定疾病患者のうち、医療機器を使用している者もしくは寝たきりで、移動に数人の介助が必要となる者
- ③、④については、風水害リスクを考慮しないものとします。③、④については、ハザードに関わらず、個別避難計画を早期に作成をする必要があると判断した者に対しては、作成を行います。

ウ 当事者本人の居住実態、社会的孤立の状況

避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合や、昼間等に避難行動要支援者本人が取り残されて被災する可能性がある場合等にも留意

(4) 本人・地域関係者等による個別避難計画の記入

本人やその家族、民生委員、町内会組織等で個別避難計画の記入が可能な場合は、本人または地域関係者で個別避難計画を記入して市に提出し、市が確認します。

また、市に計画を提出する際に、本人および避難支援等実施者に計画情報の外部提供の同意を併せて確認します。

2 個別避難計画の内容

個別避難計画には、登録者リストに記載された項目と併せて避難支援に必要な次に掲げる事項を記載します。

- ① 要支援者情報（氏名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、居住建物の状況、避難所、町内会等）
- ② 緊急時の家族の連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号、FAX 番号等）
- ③ 避難支援者情報（氏名、関係、住所、電話番号、FAX 番号等）
- ④ かかりつけ医の連絡先
- ⑤ 緊急通報システムの有無
- ⑥ 避難支援や避難生活上の留意事項
- ⑦ 避難所および避難路

なお、避難所および避難路については、別に定めてもよいものとします。

3 個別避難計画の提供

個別避難計画は、要支援者本人のほか、市、避難支援者、民生委員児童委員協議会、町内会組織（自主防災組織）、消防局、相談支援専門員や介護支援専門員等、要支援者が同意した人のみが共有できるものとします。

また、内容に変更がある場合、市に届出を行い、個別避難計画情報共有者に連絡し、個別避難計画を正しい情報に更新します。

第4章 情報伝達・避難誘導の実施

1 情報伝達

(1) 市

市は、災害時における災害準備情報や災害関連情報について、要支援者本人にとどまらず、その家族や支援者に対しても広く周知を図るものとします。

(2) 避難支援者

情報伝達を行う避難支援者は、市が発表する避難情報を入手したときは、直ちに自らが担当する要支援者本人またはその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を進め、速やかな避難を促すものとします。

2 情報伝達ルート

災害準備情報等の伝達については、市の市内一斉緊急放送システムや災害情報メール配信等を通じて、各町内会長（または自主防災組織の代表者）、避難支援者、要支援者等へ行うものとします。

また、特別養護老人ホーム等の要配慮者利用施設等への情報伝達については、市から行うものとします。

3 情報伝達手段

電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等にも対応できるよう情報の伝達手段は、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとします。

情報伝達手段例	音声	文字
市の広報車、消防団車両による広報	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
コミュニティFMとの災害協定による緊急放送	○	
電話、FAX、◎災害情報メール配信サービス	○	○
ホームページ、Facebook、LINE、Twitter等	○	○
◎市内一斉緊急放送システム	○	

◎主となる情報伝達手段

4 避難誘導

(1) 市

市は、避難情報等の発表の状況や避難所の開設状況を把握し、避難支援者や関係団体等からの照会等に迅速に対応するほか、福祉避難所等との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にするなどして迅速かつ的確な避難誘導を実施するものとします。

また、福祉避難所が指定されている場合、支援者や関係機関からの問い合わせに対して受け入れ可能な施設に関する情報を提供することにより避難誘導を支援するものとします。

(2) 避難支援者

避難誘導を行う支援者は、市が提供する避難情報等や災害関連情報を入手したときは、個別避難計画に基づき要支援者の状況に応じた付き添いまたは補助を行い、最寄の指定避難所へ誘導を行うものとしします。

5 避難誘導における留意事項

平常時においては、要支援者の避難経路を確認しておくよう努めるものとし、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとしします。

避難誘導時においては、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど避難支援者自身の安全が確保できない状況においては、無理をしての外出は控え、市の災害時要援護者支援班、消防局、消防団等に状況を連絡して応援を要請するものとしします。

また、ショック等による急激な容態の悪化や怪我をした要援護者については、速やかに消防局への連絡を行い、緊急手当てや入院可能な医療機関への搬送を行うものとしします。そのほか、医療行為が必要な要援護者についても、かかりつけ医療機関等との連携を図るものとしします。

第5章 福祉避難所

災害時における要配慮者を含む被災者の避難生活場所については、在宅での避難生活、一般の避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的な入所（緊急入所）等が考えられます。

1 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、災害対策基本法施行規則第1条の9の基準に加えて、耐震性・耐火性の確保及びバリアフリー化等を考慮し、要配慮者の利用に適している施設等を、予め福祉避難所として指定します。

2 福祉避難所の受入対象者

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等及びその家族のうち、一般避難所では生活に支障が想定される者について、福祉避難所に受け入れます。

なお、特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の受入対象者とはしません。

3 福祉避難所の指定及び公示

市は、指定福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を公示し、周知に努めます。

4 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

その他、福祉避難所の設置・開設・運営体制等については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月）」等を参考とし、推進を図るものとする。

〔参考資料１〕庁内担当課の役割

市福祉担当部局、子ども担当部局の役割

＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難行動支援者連絡会議への参画	健康福祉部健康福祉政策課、障害福祉課 長寿いきがい課、介護保険課 子ども未来部発達支援センター
イ 避難行動要支援者の把握	健康福祉部健康福祉政策課、障害福祉課 長寿いきがい課、介護保険課 子ども未来部発達支援センター
ウ 高齢者や障害のある者等の要配慮者に関する各種情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿の作成および民生委員への提供	健康福祉部健康福祉政策課
エ 個別避難計画作成についての広報および同意の働きかけ	健康福祉部健康福祉政策課、障害福祉課 長寿いきがい課、介護保険課 子ども未来部発達支援センター
オ 自主防災組織、民生委員等と連携した避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成支援	健康福祉部健康福祉政策課、障害福祉課 長寿いきがい課、介護保険課 子ども未来部発達支援センター
カ 福祉避難所の運営体制の確保	健康福祉部長寿いきがい課、障害福祉課 介護保険課 子ども未来部発達支援センター
キ 避難行動要支援者の避難支援訓練の実施に向けた支援	健康福祉部健康福祉政策課、障害福祉課 長寿いきがい課、介護保険課 子ども未来部発達支援センター
ク 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発	健康福祉部健康福祉政策課、障害福祉課 長寿いきがい課、介護保険課 子ども未来部発達支援センター
ケ 個別避難計画作成に伴う保健・福祉専門職との調整	健康福祉部長寿いきがい課、障害福祉課 介護保険課 子ども未来部発達支援センター
コ 作成済の個別避難計画の保管・管理	健康福祉部健康福祉政策課
サ 個別避難計画内容の審査	健康福祉部長寿いきがい課、障害福祉課 介護保険課 子ども未来部発達支援センター

<災害時>	
役割	担当課
ア 避難行動要支援者の避難・安否確認の状況把握	健康福祉部長寿いきがい課、障害福祉課 介護保険課 子ども未来部発達支援センター
イ 避難所の救護班との連携した避難行動要支援者支援	健康福祉部長寿いきがい課、障害福祉課 介護保険課 子ども未来部発達支援センター
ウ 福祉避難所の運営	健康福祉部長寿いきがい課、障害福祉課 介護保険課 子ども未来部発達支援センター

市防災担当部局の役割

<平常時>	
役割	担当課
ア 避難行動支援者連絡会議の設置	総合政策部危機管理課
イ 避難情報等の情報伝達体制の整備	総合政策部危機管理課
ウ 個別避難計画作成についての広報および同意の働きかけ等	総合政策部危機管理課
エ 避難行動要支援者への避難支援方法等の普及啓発	総合政策部危機管理課
オ 地域への登録者リストの提供	総合政策部危機管理課
カ 個別避難計画について防災の観点での内容の審査	総合政策部危機管理課
キ 福祉避難所の指定	総合政策部危機管理課
ク 個別避難計画を作成した保健・福祉専門職に対する報酬の支払い	総合政策部危機管理課
ケ 町内会に対する災害時への備えの普及啓発	総合政策部危機管理課
コ 個別避難計画作成に伴う町内会との調整	総合政策部危機管理課
<災害時>	
役割	担当課
ア 避難情報等の発令・伝達	災害（警戒）対策本部
イ 避難所の開設	災害（警戒）対策本部

〔参考資料２〕要配慮者の特徴

この資料は、要配慮者の種別ごとに、それぞれの特徴と配慮事項を記載しているが、あくまで一般的な事項を参考として示したものであり、これらがすべて個々の要配慮者に当てはまるものではないので、注意が必要である。

避難支援の際の具体的な留意事項は要配慮者一人ひとりで異なるので、個別避難計画を作成する際に確認しておくことが重要である。

○一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者

特徴
体力が衰え行動機能が低下している場合は、緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮事項
迅速かつ直接的な情報伝達が必要
避難所での留意点
高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 日頃使用している薬を確認する。 おむつをしている方のために、おむつ交換の場所を別に設ける。

○認知症の高齢者

特徴
自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。
情報伝達の配慮事項
家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難誘導時の留意点
努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
避難所での留意点
認知症の高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。 徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。

○視覚障害者

特徴

視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難 日常生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要
情報伝達の配慮事項
音声による情報伝達及び状況説明が必要
避難誘導時の留意点
日常生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしない。 段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 盲導犬を伴っている方に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。
避難所での留意点
できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにする。 視覚障害のある人には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 ガイドヘルパー等の配置に努める。 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

○聴覚障害者

特徴
音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。 必ずしも手話ができるわけではない。
情報伝達の配慮事項
正面から口を大きく動かして話す。 文字や絵を組み合わせることで情報を伝える。 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。
避難誘導時の留意点
手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意点
聴覚障害のある方には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。 また、できるだけ分かりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○肢体に不自由がある方

特徴
自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 （車イスを使用する場合） 段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下るときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。 緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
避難所での留意点
車イスが通れる通路を確保する。 できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 車イス等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

○内臓機能・免疫機能に障害のある方、難病患者

特徴
自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要 医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要。）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。
避難所での留意点
特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要 医薬品や衛生材料の確保が必要 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施

避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要

○知的障害者

特徴
急激な環境の変化に順応しにくい。 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
情報伝達の配慮事項
具体的に、わかりやすく情報を伝える。 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。
避難誘導時の留意点
努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない。）。 災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をしても、叱ったりしない。 救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。 発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点
環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要

○精神障害者

特徴
服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。 疾患によっては幻覚や妄想等がある。
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点
努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない。）。 強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点
医療機関との連絡体制の確保が必要 精神障害のある人の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要

精神障害のある人の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要

「神経」とか「精神」という言葉は使用しない。

話はじっくり聴く。

他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫する。

睡眠が十分取れるように配慮する。

現実離れた訴え（幻覚・妄想）も、精神障害のある人の不安や苦しみは受け止める。幻覚、妄想の内容については肯定しない。

○発達障害者

特徴
知的発達に遅れのある方もいれば、知的発達に遅れない方もいる。 知的障害の有無に関わらず、発達障害自体の障害特性から、コミュニケーション能力、特に言葉のやり取りが難しいため、自分の気持ちや困りごとを相手に伝えたり、相手の気持ちやその場の雰囲気を理解し他者と協調して行動すること、状況の変化に合わせて臨機応変に行動することが苦手である。 感覚過敏を持つ人が多い。多くの人が不快感を生じない特定の音や匂い、触感などが大変苦手なことがあり、不適応行動を起こしやすい。 災害発生等急激な環境の変化には順応しにくく、精神的な動揺が生じやすい。
情報伝達の配慮事項
短い言葉で具体的に、ゆっくりと分かりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 言葉による説明だけでは理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組み合わせ、視覚的な工夫を併用すると理解を得やすい。 現状認識が不十分なまま先の見通しが見つからないことで不安が増幅されるため、曖昧な表現は避け、「こうすれば大丈夫。」ということを具体的に伝える。
避難誘導時の留意点
短い言葉で具体的に、ゆっくりと分かりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 全体指示とは別に、個別に小声で傍に寄り添って伝える方法が有効である。 災害の不安からパニックを生じやすいので、単独行動にならないよう配慮する。誘導する際は、あらかじめ支援者であることを告げ、急に腕を引っ張ったり、後ろから肩を叩いたりして驚かせることのないよう注意する。 大声や奇声をあげたり異常な行動をしても叱らず、冷静に制止する。 大きなパニックが生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
避難所での留意点
災害発生後の急激な環境の変化（対人関係を含む。）を理解できずに、精神的な動揺を生じてパニックが生じた場合は、周囲から離れて気持ちが落ち着ける環境の提供が必要である（刺激の少ない空間が用意できるとよい。例えば、避難所内に間仕切りを設置したり、避難所外に個室スペースを用意するなど。）。 現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼るなど、視覚的工夫が有効である。 場合によっては、早期に二次避難場所等への移動を考慮する。 医療機関との連絡体制の確保が必要

○日本語の理解が困難な外国人

特徴
日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。
情報伝達の配慮事項
わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要
避難誘導時の留意点
外国語の理解できる支援者の確保が必要
避難所での留意点
多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要 宗教、風俗、慣習等への配慮が必要

○乳幼児・児童

特徴
危険を判断し、行動する能力がない。 時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮事項
家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
保護者とともに避難する。
避難所での留意点
乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 乳児に対しては、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、授乳スペース、沐浴の手だての確保に留意する。 被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要 保護者不在時の一時的な保育が必要

○妊産婦

特徴
行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 過重な身体への負担を避けることが必要
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
避難誘導を支援してくれる人の確保が必要
避難所での留意点
避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要 身体の状況に合わせて休養や保温などの確保が必要

草津市避難行動要支援者登録申請書 兼 個別避難計画

市提出用原本・町内会
・民生委員用

草津市長 様

年 月 日作成

私は、草津市避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届けた下記の個人情報を市が、避難支援者、町内会組織(自主防災組織等)、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署に提供することを承諾します。

町内会・民生委員用は、
ここに草津福祉政策課
受付印のあるもののみ
有効

(ふりがな) 本人氏名	(ふりがな) 代理人氏名	続 柄	担当民生委員
----------------	-----------------	-----	--------

避難行動要支援者

住 所	生年月日	年 月 日	男 ・ 女
方 書	世帯構成 (本人含む)	人 (配偶者・父母・子・孫・他)	
電話番号等	自宅 FAX	携帯 メール	
寝室・居室の位置や状況			
緊急通報システムの有無	有 ・ 無	指定避難所	加入町内会
かかりつけ医	医療機関 () 担当医 () 電話番号 ()		
要支援者区分	(該当する項目を○で囲んでください。)		昼間独居の有無
① ひとり暮らし高齢者 (75歳以上) ② 高齢者のみ世帯 (75歳以上) ③ 要介護認定者 ④ 障害者 () ⑤ 難病患者 ⑥ その他 ()			有 ・ 無
受けたい支援の内容 (該当する項目を○で囲んでください。)			
① 安否確認のみで良い。(災害時の情報伝達を含む。)			
② 避難場所まで付き添ってほしい。			
③ 避難場所まで搬送してほしい。			
④ その他 ()			
避難時や避難生活での留意事項 (特にこれだけは知ってほしいという内容についてお書きください。)			

【緊急時の家族等の連絡先】

	氏 名	続 柄	住 所	電話番号 (自宅・携帯)
1				(自) (携)
2				(自) (携)

【避難支援者・避難支援組織】(※避難支援者または避難支援組織のいずれかを記入ください。)

区 分	氏 名	続 柄	住 所	電話番号 (自宅・携帯)
□避難 支援者				(自) (携)
□避難 支援組織	組織名 ()			

*避難支援者・避難支援組織は、ボランティア精神に基づき支援されるもので、支援者の被災などにより、必ず支援されるとは限りません。避難支援は、地域での助け合いの制度ですが、普段の生活から地域と交流を持ち、家具の転倒防止や安全な住まいづくりなどで自身の備えがとて大切です。

*この台帳に記載された情報は、災害発生時に地域の避難支援により生命の安全を図るものであり、複写することや、目的外の利用、他に情報を流したりすることを禁止します。

*避難支援者に変更があった場合は市健康福祉政策課までご連絡ください。

*居住地を変更されると登録情報が抹消されます。再度新住所地で登録申請をしてください。

事 務 欄

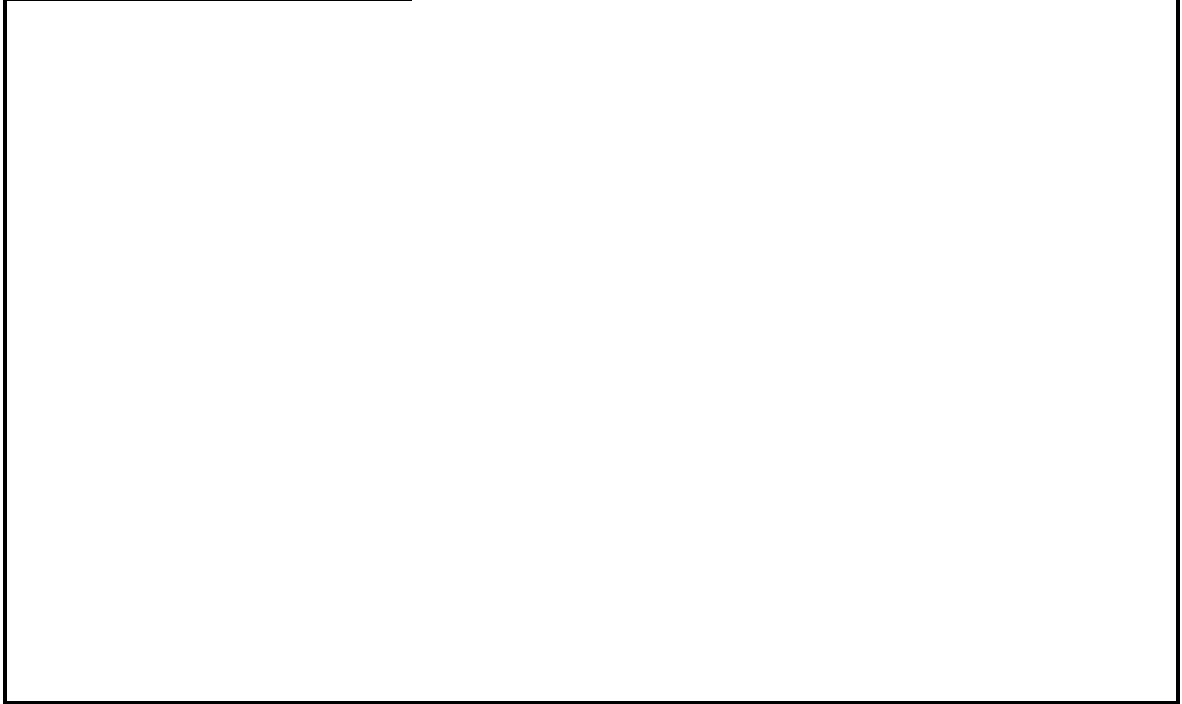
受付担当課	個人コード	処理年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

※事務欄は市で記載しますので、記入しないでください。

【風水害時 避難経路図】

洪水時(土砂災害警戒時)の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深(土砂災害警戒区域等)から、以下の場所を避難経路とする。

屋外避難経路図



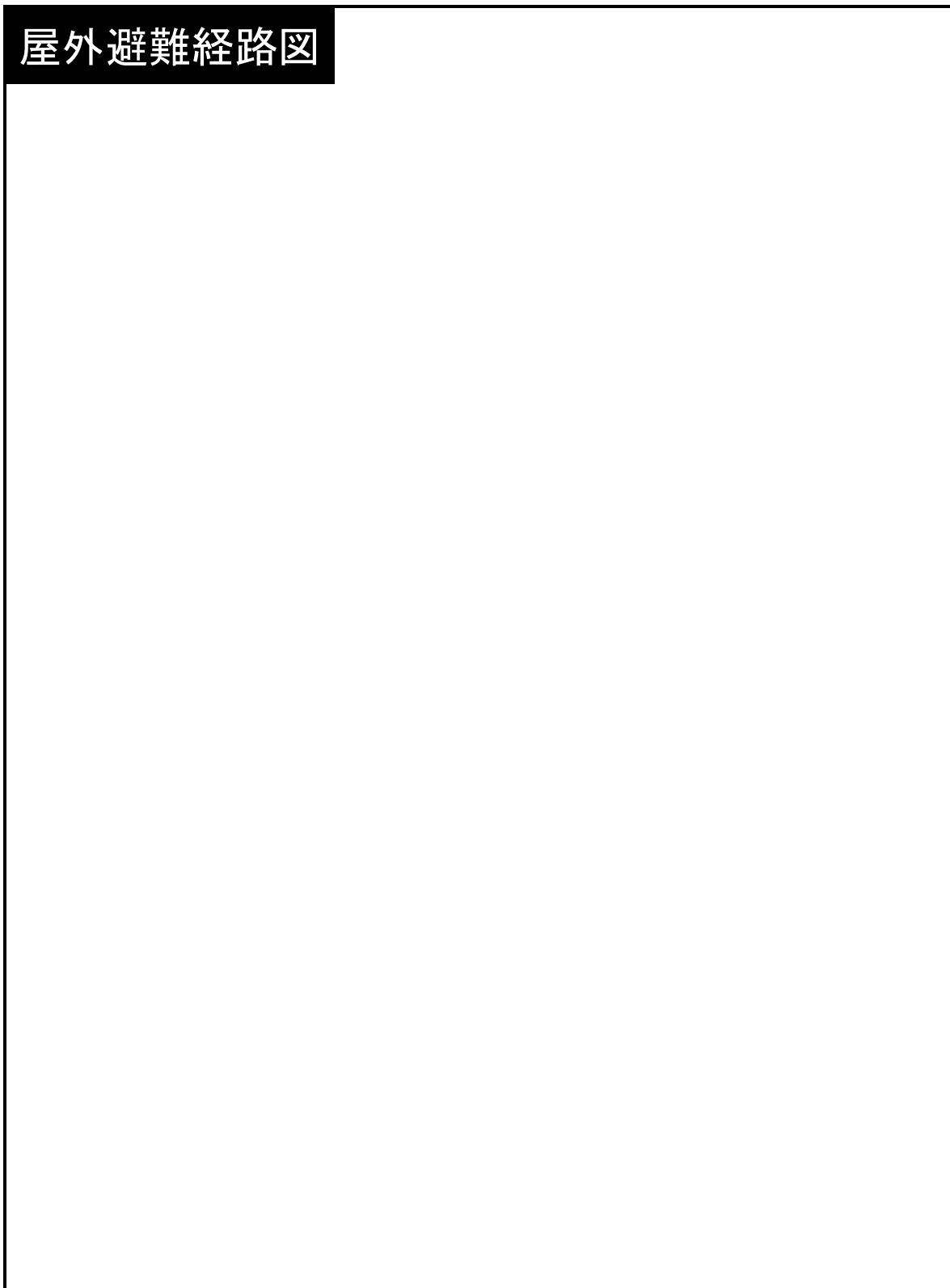
屋内避難経路図



【地震時 避難経路図】

地震時は、自宅が安全な場合は、避難は行わないものとし、自宅に危険性がある場合は、以下の場所を避難経路とする。

屋外避難経路図



草津市避難行動要支援者 避難支援プラン (全体計画)

平成22年5月作成
令和 年 月修正

編集発行 草津市総合政策部危機管理課
〒525-8588

草津市草津三丁目13番30号

電話 077-561-2325

FAX 077-561-6852

E-mail: kikikanri@city.kusatsu.lg.jp